別記第三十号様式申請人等作成用1を次のように改める。

別記第三十号様式（第二十条関係）

申請人等作成用1　（表）　日本国政府法務省

# 在留資格変更許可申請書

写真

法務大臣殿

出入国管理及び難民認定法第20条第2項の規定に基づき，次のとおり在留資格の変更を申請します。

1 国籍・地域　　2 生年月日　年　月　日

3 氏名

4 性別　男・女　　5 出生地　　6 配偶者の有無　有・無

7 職業　　8 本国における居住地

9 住居地

電話番号　　携帯電話番号

10 旅券　(1)番号　　(2)有効期限　年　月　日

11 現に有する在留資格　　在留期間

在留期間の満了日　年　月　日

12 在留カード番号

13 希望する在留資格

在留期間　（審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。）

14 変更の理由

15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無（日本国外におけるものを含む。）

有（具体的内容　）・無

16 在日親族（父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など）及び同居者

有（「有」の場合は，以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。）・無

| 続柄 | 氏名 | 生年月日 | 国籍・地域 | 同居の有無 | 勤務先名称・通学先名称 | 在留カード番号<br>特別永住者証明書番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |
| | | | | 有・無 | | |

（注）裏面参照の上，申請に必要な書類を作成して下さい。

（裏）

備考

申請人等作成用2から4，所属機関等作成用等1から4は，在留目的に従って，次の様式を使用してください。

| | 在留目的 | 例 | 使用する申請書 申請人等作成用 1 | 2 | 3 | 4 | 所属機関等作成用等 1 | 2 | 3 | 4 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 短期滞在 | 親族訪問，短期商用 | ○ | H | － | － | － | － | － | － |
| 2 | 大学等において高度の専門的な能力を有する人材として研究，研究の指導又は教育に従事すること(※)<br>大学等における研究の指導又は教育等<br>中学校，高等学校等における語学教育等 | 大学教授<br><br>中学校の語学教師 | ○ | I | I | － | I | － | － | － |
| 3 | 収入を伴う芸術上の活動<br>収入を伴わない学術・芸術上の活動又は日本特有の文化・技芸の研究・修得 | 作曲家，写真家<br>茶道，柔道を修得しようとする者 | ○ | J | J | － | J | － | － | － |
| 4 | 外国の宗教団体から派遣されて行う布教活動 | 司教，宣教師 | ○ | K | － | － | K | － | － | － |
| 5 | 外国の報道機関との契約に基づく報道上の活動<br>日本にある事業所に期間を定めて転勤して研究活動に従事すること<br>日本にある事業所に期間を定めて転勤して高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(※)<br>日本にある事業所に期間を定めて転勤して専門的技術等を必要とする業務に従事すること<br>日本にある事業所に期間を定めて転勤して技能等を修得するため講習を受け，及び技能等に係る業務に従事すること | 新聞記者，報道カメラマン<br>外資系企業の研究者<br>外資系企業の駐在員<br><br>日系企業の海外事業所の従業員 | ○ | L | － | － | L | － | － | － |
| 6 | 高度の専門的な能力を有する人材として事業の経営又は管理に従事すること(※)<br>事業の経営又は管理 | 企業の社長，取締役，部長 | ○ | M | － | － | M | － | － | － |
| 7 | 高度の専門的な能力を有する人材として研究，研究の指導又は教育に従事すること(2に該当する場合を除く。)(※)<br>契約に基づき収入を伴う研究を行う活動<br>高度の専門的な能力を有する人材として自然科学又は人文科学の分野の専門的技術又は知識を必要とする業務に従事すること(5に該当する場合を除く。)(※)<br>自然科学若しくは人文科学の分野の専門的技術若しくは知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考等を必要とする業務に従事すること<br>介護又は介護の指導を行う業務に従事すること<br>熟練した技能を要する業務に従事すること<br>特定の研究活動，研究事業活動，情報処理活動<br>本邦の大学・大学院で修得した知識及び高い日本語能力を活用した業務に従事すること | 政府関係機関，企業の研究者<br><br>機械工学等の技術者，マーケティング業務従事者<br><br>介護福祉士<br>外国料理の調理師，スポーツ指導者<br>指定された機関の研究者・情報処理技術者<br>高い日本語能力を持つ本邦大学卒業者 | ○ | N | － | － | N | N | － | － |
| 8 | 特定技能雇用契約に基づいて相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事すること<br>特定技能雇用契約に基づいて熟練した技能を要する業務に従事すること | 特定技能外国人 | ○ | V | V | － | V | V | V | V |
| 9 | 育成就労 | 育成就労外国人 | ○ | W | － | － | W | － | － | － |
| 10 | 興行 | 歌手，モデル | ○ | O | O | O | － | － | － | － |
| 11 | 勉学 | 留学生 | ○ | P | P | － | P | P | － | － |
| 12 | 研修 | 実務研修を行わない研修生，公的研修を行う研修生 | ○ | Q | － | － | Q | Q | Q | － |
| 13 | 商用・就職を目的とする者，文化活動又は留学の在留資格を有する者の扶養を受けること<br>特定の研究活動等を行う者の扶養を受けること<br>EPA看護師又は介護福祉士としての活動を行う者の扶養を受けること<br>本邦大学卒業者としての活動を行う者の扶養を受けること | | ○ | R | － | － | R | － | － | － |
| 14 | 日本人，永住者等との婚姻関係，親子関係等に基づく本邦での居住 | 日本人の配偶者 | ○ | T | T | － | － | － | － | － |
| 15 | 上記以外の目的(1) | 外交，公用，弁護士，公認会計士，医師，家事使用人，ワーキング・ホリデー，アマチュアスポーツ選手，インターンシップ，EPA看護師・介護福祉士，EPA看護師候補者・介護福祉士候補者，EPA就学介護福祉士候補者，日系四世 | ○ | U | U | U | U | U | － | － |
| | 上記以外の目的(2) | 医療活動，起業活動 | ○ | U | U | U | － | － | － | － |

(※)については，申請人が本邦において行おうとする活動に応じて，J，K，O又はUの申請書を使用しても差し支えありません。